

空き家等管理業務及び付随するオプション業務に係る

家屋等への立入りに関する承諾書

令和 年 月 日

公益社団法人

たつの市・太子町広域シルバー人材センター

理事長 田口 隆弘 様

空き家等管理業務依頼者

住所

氏名

⑩

空き家等管理業務依頼者（以下「甲」という。）は、公益社団法人たつの市・太子町広域シルバー人材センター（以下「乙」という。）が実施する空き家等管理業務及びそれに付随するオプション業務において、家屋等に立ち入る場合に下記のことについて承諾する。

記

- 1 乙の会員が故意又は過失によって、対象管理物件等に損害を与えたときは、乙はその責を負うものとする。ただし、その損害の原因が不明又は不可抗力によると認められた場合はこの限りではない。
- 2 甲は、対象管理物件内の貴重品は全て持ち出さなければならない。前述にかかわらず、対象管理物件内に甲の貴重品があった場合において、乙は、甲の貴重品に関して、一切関知しないものとする。
- 3 乙は、甲の所有する設備機械の故障に関しては、その責を負わない。
- 4 乙は、甲の指示に基づいて行う業務の改善に関する乙の申し出にかかわらず、甲が承認しなかった事項に関しては、その結果については責を負わない。